



元荒川上流

平成26年 4月 第43号

土地改良区だより

発行人 元荒川上流土地改良区
理事長 岩田 譲 啓
編集 行田市大字若小玉2802-3
元荒川上流土地改良区
TEL (048) 556-3135
FAX (048) 556-7671
E-mail motojyou@etude.ocn.ne.jp



旧忍川の野焼き (平成26年3月実施)

農業用水の安定供給・病虫害の駆除を目的として、関係機関にご協力をいただき、地元農家の皆様と共に、旧忍川の野焼きを行いました。

【おもな内容】

- 理事長あいさつ…………… 2
- 総代会について…………… 2
- 平成24年度決算 (財務状況の公表) …… 3
- 平成26年度予算…………… 3
- 平成25年度事業の実施状況…………… 4
- 平成26年度事業予定…………… 5
- 費用負担について…………… 6

元荒川上流土地改良区の概要

受益地区 熊谷市・行田市・鴻巣市
羽生市・北本市・桶川市
加須市・久喜市

受益面積 5,393ha
(田3,899ha、畑1,494ha)

組合員数 8,778人



理事長あいさつ

平成26年度「土地改良区だより」の発行にあたり、ごあいさつ申し上げます。
日頃より、組合員の皆様をはじめ関係各位には、当土地改良区の運営にご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

この一年の気象では、本年2月の記録的な大雪により、ビニールハウスの崩壊など甚大な被害がありました。また、昨年10月の台風26号では、大雨と強風により、収穫後の田んぼの稲わらが風下に大量に堆積するという被害が生じました。共に自然災害ですが、被害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

昨年のかんがい期におきましては、連日の猛暑に加え降雨量が少なく、利根川水系では、取水制限もありましたが、当土地改良区管内においては、揚水機をフル稼働し、なにより皆様方のご協力のご理解により、番水をするまでのことは無く、用水期を乗り切りました。それでも、用水不足により、ご迷惑をお掛けした組合員さんには、この場をお借りしまして、お詫び申し上げます。

このような折、電気料金の高騰等は、多くの揚水機を管理する当土地改良区運営に大きく影響しています。加えて、本年4月に実施されました消費税の引上げもひびいています。

状況厳しい中ではありますが、賦課金については、平成5年以来21年間、同一単価で発付させていただきま。組織全体から無駄を徹底的に無くし、そこに生れた財源を真に必要とされるサービスへと転換する。という信念をもって運営をして参ります。

表紙の写真は、本年3月に旧忍川の野焼きを実施したときのものです。数回の日曜日に分け、部分ごとに行いました。煙や灰により関係地域の皆様にはたいへんご迷惑をおかけいたしました。地域の皆様や関係機関のご協力をいただきまして、通水の障害や病虫害の温床となる葎を焼き払うことができました。関係各位に感謝申し上げます。

お知らせとして、当土地改良区のホームページを本年1月に開設しました。機会があればご覧ください。

最後になりますが、皆様の末永いご健康とご活躍をご祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。



理事長 岩田 讓啓

総代会開催について

通常総代会が3月12日午前10時より行田グリーンアリーナ研修室において、総代79名（定数92名）が出席し、開催されました。提出された、全12議案が原案の通り承認・議決されました。



監事 岡田 元章

監事の選任について

監事の欠員に伴い、岡田元章氏（行田市大字真名板）が総代会において、監事に選任されました。



訃報

当土地改良区監事の渡邊光様が、平成25年12月30日に逝去されました。慎んでお知らせいたします。

平成24年度 決算

平成24年度の財務状況を公表します。

■一般会計

歳 入				歳 出			
科 目	決算額(円)	科 目	決算額(円)	科 目	決算額(円)	科 目	決算額(円)
1.組合費	183,379,930	7.借入金	43,271,000	1.事務費	89,189,722	7.諸支出金	14,783,793
2.財産収入	42,921,572	8.繰入金	84,859,000	2.事務所費	3,814,313	8.繰出金	35,300,000
3.使用料及び手数料	68,805,918	9.繰越金	20,607,284	3.選挙費	1,213,630	9.諸帳簿整理費	0
4.補助金	19,809,000			4.委員会費	174,150	10.借入金償還金	123,081,083
5.負担金及び寄付金	135,451,874			5.事業費	202,724,430	11.予備費	0
6.雑収入	3,283,210	合 計	602,388,788	6.諸費	19,466,387	合 計	489,747,508

翌年度繰越金 112,641,280円

■特別会計

会 計 名	歳入額(円)	歳出額(円)	翌年度繰越金(円)
職員退職手当	34,993,688	34,993,500	188
農地転用	23,287,284	23,287,284	0

■財産目録

資 産		負 債	
摘 要	金額(円)	摘 要	金額(円)
① 流動資産	2,996,125,670	① 長期負債	839,530,882
(1)現金及び預金	112,641,468	(1)農業基盤整備資金借入金	839,530,882
(2)未収金	10,632,737	② 短期負債	0
(3)特定資産	1,960,251,860	(1)未払金	0
(4)基本財産	912,599,605	③ 特定負債	1,960,251,860
② 固定資産	117,993,014	(1)役員総代功労金等基金引当金	7,551,155
(1)土地	29,896,589	(2)職員退職手当基金引当金	149,257,894
(2)建物設備	86,481,421	(3)転用決済金基金引当金	1,800,142,811
(3)機械器具及び備品	1,615,004	(4)傷害補償基金引当金	3,300,000
合 計	3,114,118,684	合 計	2,799,782,742

平成26年度 予算

平成26年3月12日開催の総代会に於いて予算が可決されました。

■一般会計

歳 入			歳 出		
科 目	予算額(円)	構成比(%)	科 目	予算額(円)	構成比(%)
1.組合費	183,541,000	33.38	1.事務費	106,964,000	19.45
2.財産収入	28,195,000	5.13	2.事務所費	5,001,000	0.91
3.使用料及び手数料	67,830,000	12.34	3.選挙費	5,000	0.00
4.補助金	16,701,000	3.04	4.委員会費	540,000	0.10
5.負担金及び寄付金	77,636,000	14.12	5.事業費	226,678,000	41.22
6.雑収入	3,783,000	0.69	6.諸費	21,820,000	3.97
7.借入金	49,100,000	8.93	7.諸支出金	24,529,000	4.46
8.繰入金	83,095,000	15.11	8.繰出金	5,302,000	0.96
9.繰越金	40,000,000	7.27	9.諸帳簿整理費	300,000	0.05
			10.借入金償還金	122,474,000	22.27
			11.予備費	36,268,000	6.60
合 計	549,881,000	100.00	合 計	549,881,000	100.00

■特別会計

会 計 名	歳入額(円)	歳出額(円)
職員退職手当	5,003,000	5,003,000
農地転用	30,102,000	30,102,000

平成25年度 事業の実施状況

1. 県費単独土地改良事業（かんがい排水事業）

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)
古宮用水路	行田市大字和田	62.4	7,000
西裏用水路	鴻巣市笠原	44.0	5,000
附廻堀悪水路	久喜市菖蒲町小林	178.5	9,500

附廻堀悪水路



施工前



施工後

2. 融資単独土地改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)
長野落悪水路	行田市大字小針	92.2	15,000
関根落悪水路	羽生市大字下新郷 行田市大字下須戸	56.0	14,000

長野落悪水路



施工前



施工後

3. 農業基盤整備促進事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)
星宮揚水機	行田市大字上池守	1ヶ所	43,029
谷郷(上)揚水機	行田市大字谷郷	1ヶ所	
埼玉揚水機	行田市大字埼玉	1ヶ所	
屈巢揚水機	鴻巣市屈巢	1ヶ所	
関根落悪水路	羽生市大字下新田	235.0	

埼玉揚水機



施工前



施工後

4. 水路改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)
元成田用水路	行田市大字佐間	18.0	3,500
和田堀悪水路	行田市大字谷郷	68.3	4,000
谷郷排水路	行田市大字谷郷	53.5	3,000
中里1号排水路	行田市大字中里	61.0	4,000
中里2号排水路	行田市大字中里	33.5	3,000
埼玉排水路	行田市大字埼玉	194.0	4,000

元成田用水路



施工前



施工後

5. 維持管理事業

種別	事業量(m)	事業費(千円)	内容
水路修繕費	329	2,415	堤塘及び護岸の修繕費
水路浚渫費	8,260	1,795	堆積土砂の撤去、処分費
水路藻刈費	126,491	22,515	雑草刈払、雑木伐採費
水配費	98件	37,172	揚水機の電気料、修理費
樋管堰枠費	9件	1,908	取入樋管・堰の修理費
施設管理費	1ヶ所	1,418	安養寺堰管理所維持費

長野落悪水路



施工前



施工後

平成26年度 事業予定

本年度の事業計画は下記のとおりです。

1. 県費単独土地改良事業（かんがい排水事業）

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)	内 容
斉条用水路	行田市大字斉条	100.0	10,000	U型水路 H1,200×B1,800
西裏用水路	鴻巣市笠原	90.0	10,000	U型水路 H1,300×B1,300
附廻堀悪水路	久喜市菖蒲町小林	190.0	10,000	鉄筋コンクリート柵渠H1,200×B1,500

2. 融資単独土地改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)	内 容
長野落悪水路	行田市大字小針	90.0	15,000	上部:ブロック張 下部:コンクリート矢板
関根落悪水路	羽生市大字下新郷 行田市大字下須戸	56.0	14,000	上部:ブロック張 下部:コンクリート矢板

3. 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	施工場所	事業量	事業費(千円)	内 容
第二和田揚水機	行田市大字和田	1ヶ所	4,320	整備補修
川里中央第二揚水機	鴻巣市屈巢	1ヶ所	3,780	整備補修

4. 水路改良事業

施設名	施工場所	事業量(m)	事業費(千円)	内 容
野通川悪水路	行田市大字小針	54.0	4,000	鉄筋コンクリート柵渠H1,500×B2,500
和田堀悪水路	行田市大字谷郷	45.0	3,000	法面ブロック張
谷郷排水路	行田市大字谷郷	76.0	3,000	水路嵩上 H500
中里1号排水路	行田市大字中里	60.0	4,000	法面ブロック張
中里2号排水路	行田市大字中里	40.0	4,000	鉄筋コンクリート柵渠H1,500×B1,200
堤根排水路	行田市大字堤根	105.0	4,000	U型水路 H400×B400

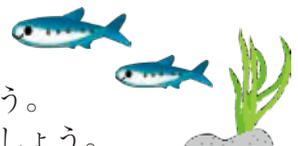
5. 維持管理事業

種 別	事業費(千円)	内 容
水路修繕費	8,000	堤塘及び護岸の修繕費等
水路浚渫費	3,000	水路に堆積した土砂の撤去、処分費等
水路藻刈費	20,000	雑草刈払、雑木伐採、処分費等
水配費	35,200	揚排水機の電気料、修理費、障害物取除費等
樋管堰枠費	4,000	取入樋管・堰の修理費等
施設管理費	3,000	安養寺堰管理所維持費（電気料、水道料、通信費等）

● ● ● お願い ● ● ●

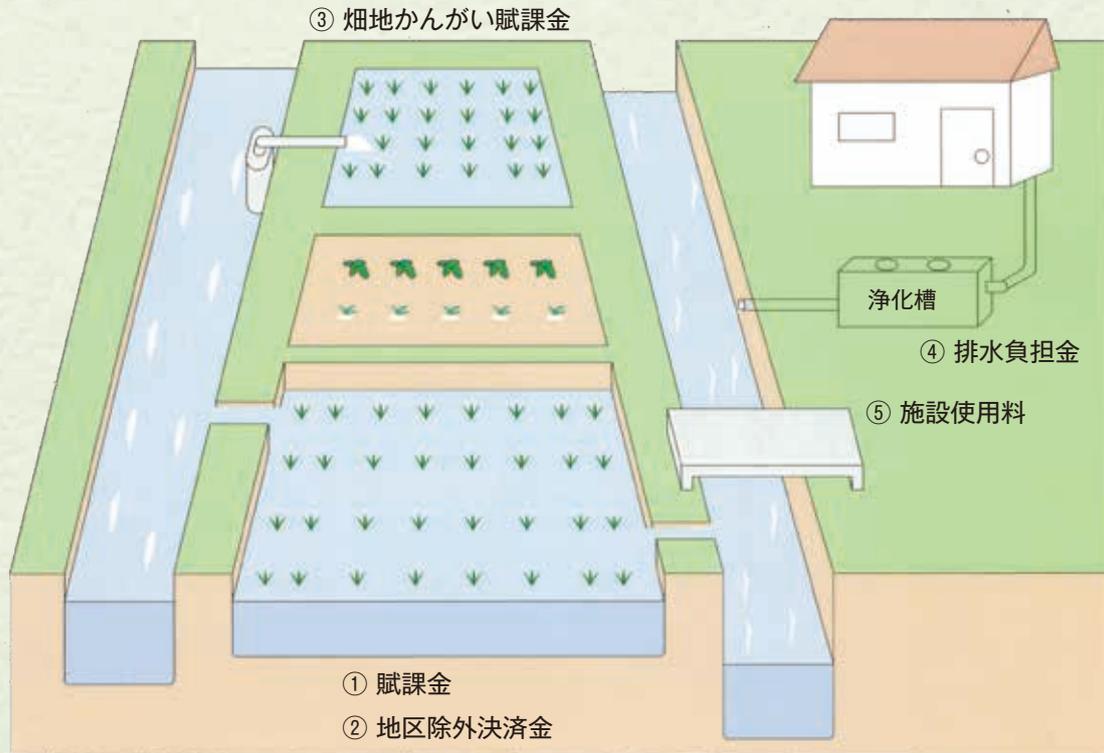


農業用水は貴重な資源です。お互いゆずりあって大切に使いましょう。
 用水不足の緩和と揚水機場の電気料軽減の為に、かけ流しはやめましょう。
 かけがえのない潤いの水を守るため、今年も引き続き節水・節電にご協力をお願いします。



土地改良区の費用負担について

土地改良区が皆様をお願いしている費用負担は下図の通りです。



- ① ふかきん 賦課金・・・農地（田・畑）の用排水費です。
農地（登記地目が田・畑）を耕作又は所有している方に賦課されます。
休耕や転作を実施している農地でも、通常通り賦課されます。→詳しくはP7
- ② ちくじょがいけっさいきん 地区除外決済金・・・農地を宅地等に転用する場合の一時金です。
市街化区域の農地転用、田から畑への農地改良、また道路・公園等の用地として提供する場合にも必要です。→詳しくはP7
- ③ はたちかんがいふかきん 畑地かんがい賦課金・・・畑に水路から揚水して稲作する場合の用水費です。
地元役員の調査による申告制で賦課しています。1㎡あたり2.99円です。
- ④ はいすいふたんきん 排水負担金・・・浄化槽からの排水に対する負担金です。
農業用排水路へ生活排水を流す場合に、ご負担をいただいています。
毎年5月に通知書を送付しています。→詳しくはP8
- ⑤ しせつしよりょう 施設使用料・・・管理施設を使用する場合の費用です。
水路に橋を架けたり、排水管を埋設する場合には使用料をいただいています。
4月に通知書を送付しています。→詳しくはP8



きれいな水路を守りましょう



土地改良区では毎年ごみ処理や川ざらいに莫大なお金を使っています。その費用はみなさんからお預かりした賦課金によって賄われています。きれいな水路を守るには、土地改良区の活動だけでは難しく、農家と地域の皆様の協力が必要です。



賦課金について

元荒川上流土地改良区は、農業用排水施設の維持管理を行っており、この維持管理費用に充てることを目的として賦課金を徴収しています。

定款の定めにより下表のとおり賦課単価に違いがあります。

地 目	田				畑	田・畑
	用排水区域	用水区域	排水区域	特別区域	排水区域	特別排水区域
1㎡当たり 賦課単価	5.29 円	2.99 円	2.99 円	2.30 円	2.30 円	1.61 円

賦課金通知書の発付及び納期について

地区名	発付日	納期限・口座振替日	地区名	発付日	納期限・口座振替日
加 須 市	5月1日	6月2日	久 喜 市	8月1日	9月1日
行 田 市	7月1日	上期 7月31日	鴻 巣 市	9月1日	9月30日
		下期 12月1日	北 本 市		
熊 谷 市	7月1日	7月31日	桶 川 市	10月1日	10月31日
羽 生 市	8月1日	9月1日	畑地かんがい賦課金		

未納賦課金の対応について

土地改良区では貴重な財源である賦課金の完納を目指し、賦課金納付の公平性を保つために、滞納の対策を行っております。納期限内に納付が確認できない場合は、未納である旨を通知し、それでも納付が確認できない場合は、戸別訪問などを行い、納付をお願いしています。

こんなときは、届出組合員資格得喪通知が必要です

- 組合員のご住所、お名前等に変更があったとき
- 土地所有者、耕作者に変更があったとき
- ※ 農業委員会へ利用権の届出をされても、土地改良区へ届出がない場合は変更できません。

地区除外決済金について（土地改良法第42条）

施設の維持管理及び事業を実施する費用は、皆様からお預かりしている賦課金でまかなわれています。一部の農地が農地転用等により地区から脱退されると残された農地に対する負担が大きくなってしまいます。

この費用負担の増加を緩和するために納付いただくのが地区除外決済金です。

地 目	田				畑
	用排水区域	用水区域	排水区域	特別区域	排水区域
1㎡当たり					
地区除外決済金	370 円	208 円	208 円	208 円	160 円
農地改良	210 円	208 円	48 円	208 円	—

※意見書が必要な場合は、1件あたり3,000円の手数料がかかります。



排水負担金について

土地改良区が管理している水路は農業用に使われることが目的ですが、現実的には農地・住宅・店舗・工場等の混在により、農地以外からの排水をやむを得ず受け入れている状況にあります。

生活排水等の流入は、農業用水路を維持管理している組合員からすれば、本来の目的外の水を流すこととなりますので、不合理性を感じます。この不合理性を解消する為に生活排水等の水を流す人へご負担をお願いするのが排水負担金です。

排水負担金は、排水を流そうとする人が、「浄化槽を設置してそこからでる排水を流したいのですが。」という申し出をされれば（申請）、改良区は地元の総代及び理事の意見を聞いた上で「はい。いいですよ。」（承認）「ただし、排水負担金を払ってくださいね。」という約束（契約）によって成り立っています。

この趣旨をご理解の上、排水負担金の納付にご協力いただけるようお願いします。

もし、この契約なしに排水を放流している場合は所定の手続きをお願いします。

また、承認されている方の住所・氏名等変更があった場合、又は公共下水道・集落排水等に接続され、浄化槽を廃止した場合などは、届出をお願いします。

浄化槽の大きさ	承認書交付時のみ		毎年のご負担（5月に通知書を発送）			
	排水一時負担金	承認手数料	排水負担金（年額・消費税込）			
5人槽	16,200 円	3,000 円	平成25年 まで	2,670 円	平成26年 より	2,740 円
7人槽	22,680 円			3,740 円		3,840 円
10人槽	32,400 円			5,340 円		5,490 円

※排水一時負担金・排水負担金は消費税率改定に伴い金額が変わります。

施設使用について

管理施設を使用する際は、申請が必要です。

承認されますと、下記の費用がかかります。一時負担金以外は1年間の使用料です。使用料は承認より20年間発生し、以降はかかりません。

(消費税別)

種類	単位	年額
橋梁	1 m ²	200 円
諸管理設	内口径20cm以下のもの1mに付	500 円
通路	1 m ²	200 円
電線	1 m	200 円
電柱その他支柱線	1 本	1,600 円
看板	標示面積1m ² に付	1,800 円
鉄塔	1 m ²	600 円
一時負担金 (橋梁)	巾員4m以下のもの	70,000 円
	巾員6m以下のもの	100,000 円

※施設使用・第3号使用の承認手数料は1件につき3,000円です。

第3号使用について

管理区域内の内、行田市大字下忍、鴻巣市下忍・鎌塚については、前記の排水放流・施設使用ではなく、第3号使用の申請となります。使用料は、承認時のみで、以降はかかりません。

(消費税別)

種類	単位	第3号使用料
合併処理浄化槽	1人槽	15,000 円
油水分離槽	1槽	5,000 円
橋梁(その他)	1 m ²	4,000 円
橋梁(その他) の単価に加え	巾員4m以下のもの	70,000 円
	巾員6m以下のもの	100,000 円
諸管理設	内口径20cm以下のもの1mに付	10,000 円
通路	1 m ²	4,000 円
電線	1 m	4,000 円
電柱その他支柱線	1 本	32,000 円
看板	標示面積1m ² に付	36,000 円
鉄塔	1 m ²	12,000 円

各申請様式は、ホームページよりダウンロードできます。

元荒川上流土地改良区

で検索

URL:<http://www.motoarakawajoryu.or.jp>